

令和2年 第5回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和2年5月28日（木） 14時00分～
- 2 招集場所 佐々町役場 別館2階会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、朏委員、十時委員、山之内委員、寺崎委員
- 4 事務局出席者 水本次長、貞松指導主事、落合次長補佐、鮎川係長
- 5 会議録署名委員の指名 山之内 英樹 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和2年 第4回定例教育委員会（4/28）
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第16号 教育財産の移管について
議案第17号 令和2年度佐々町社会教育計画について
- 9 報告事項
 - (1) 新型コロナウイルスへの対応について
 - (2) GIGAスクール構想について
 - (3) 令和3年度使用中学校教科書採択について
 - (4) 工事に伴う小学校体育館・町民体育館の利用停止について
 - (5) 令和2年度年間行事について
 - (6) 名義後援について
 - (7) 準要保護の5月認定について
 - (8) 行事関係報告について
 - (9) その他
- 10 その他
 - (1) 次回開催日程 令和2年6月24日（水）14時30分～
 - (2) 場 所 佐々町役場 別館2階会議室
 - (3) そ の 他

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただ今から、令和2年第5回定例教育委員会を開催します。
	5 会議録署名委員の指名
教育長	本日の会議録署名委員を指名します。山之内 英樹委員にお願いします。
	6 前回の会議録の承認
教育長	前回の「令和2年第4回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
	7 教育長報告
教育長	次に教育長報告に入ります。
教育長	(1)教育委員会の主な行動 (資料により説明)
教育長	(2)町内校長会指導事項等 【指導事項】 ○新型コロナウイルス感染症対策 予防措置については、手洗い、マスク、換気、不要不急な外出等について指導を繰り返してほしいということ、それから発生時の対応については、以前お配りしたと思いますけれど、マニュアルに従って、対応をやっていただきたいという話をしました。 日付を追った資料が付いているかと思います。これは、新型コロナウイルスに関する2月20日から5月25日までの教育委員会の対応の概略です。お時間があるときにお読みいただければと思っています。 授業時数の確保については、6月21日に臨時教育委員会を開きまして、夏季休業日の変更ということで、8月1日から8月23日を夏季休業日としてご審議いただき、議決いただきましたので、早速、学校に通知して、その取組みを行っているところです。それに加えて、木曜日の6時間授業等を行って、学習の遅れを取り返そうとしているところです。 昨日、両小学校を回ってきましたが、まだ1週間ですからいきなりは難しいです

教育長	<p>けど、今、取り戻しつつあるようです。大きな混乱はなく、今のところスムーズに行っているという話を聞きましたので、少し安堵したところです。</p> <p>なお、登校日の設定については、学校の判断でなされると思っています。8月9日が登校日になると思っています。</p> <p>それから、学校閉庁日が8月10日から16日までということになります。</p> <p>【気になっていること】</p> <p>○GIGAスクール構想の前倒し</p> <p>もともとは、令和5年度までに1人1台のタブレットを整備するという構想でしたけれど、新型コロナウイルス感染症対策のために、インターネット等を活用した授業、遠隔授業等を想定して、1人1台のタブレットを本年度中に整備するということで、かなりの前倒しが行われます。それに対して、今、対応を一生懸命やっているところです。</p> <p>○休業後の生徒指導</p> <p>もう一度、最初からやり直すつもりで頑張る必要があるという話をしました。特に、新1年生については、もう一度、登校の仕方などを確認しながら、丁寧にやつてほしいという話をしました。</p> <p>○健康診断の実施</p> <p>休業等、また感染症が近隣で発生したということで延期した学校もあります。例年でしたら6月までになっていますが、本年度については、年度内にということになっていますので、校医とよく相談して実施してほしいという話をしました。</p> <p>○中体連等の学校関連行事等</p> <p>外的要因で決定する行事等についても、柔軟な対応をお願いしたいという話をしました。</p> <p>先ほど、中学校から連絡があって、佐世保市中体連が7月22日に水泳、そして、7月25日から29日に球技等になったということです。まだ競技会場など、どこで何をやるかということがはっきりしていませんので、後ほど連絡が来るものと思われます。</p> <p>私からの報告は以上です。ご質問等ございませんでしょうか。</p>
教育委員	<p>次学年、また次々学年にやり残しとなった教科時数を移して、グラスを編成していくということになれば、学年が変わるときにも同じ教科の先生の持ち上がりを最初から取り決めておいたほうがいいということになるのですか。</p>
教育長	<p>必ずしもそれは言えません。教科のやり残しがどこまであるかということを明らかにして、次年度に引継ぐことになると思います。人事異動があつたりということがありますので。</p>
教育委員	<p>人事異動はしょうがないですね。</p>

教育委員	担任の先生によってはやり残しがあったり、そうじやない方もいらっしゃるということは、転勤とかは仕方ないでしょうけど、そのあたりは配慮していたほうがいいのかなと思います。
教育長	そうですね。3月に、または2月ぐらいになったときに、教科の進度がどれだけ、どうなっているかということが問題になると思います。 本町の場合は、このままであれば遅れを取り戻すことができるので、そういう配慮は必要なくなります。
教育委員	そうですね。
教育長	佐々町にいれば、6年生は中学校に引継ぎはできます。しかし、転校して行った場合はちょっと大変なことになるので、年度内に遅れを取り戻さないわけにはいかないんだろうと思います。
教育委員	第2波とかインフルエンザなど、いつ、どこで発生するかわからないので、ある程度用心して確認していたほうがいいでしょうね。
教育長	もう一つ、この前、高校入試に関する通知が来ていました。履修していないところは出題しないということです。配慮をして対応すると。いろんなことで、部活動等の活動歴というのが問われるときがあるわけですけれど、配慮をするという通知が来ていました。この具体的な措置については、県教委から中学校に対する説明会の中で明らかになると思います。
8 案件	
事務局	議案第16号 教育財産の移管について (資料により説明)
教育委員	どういう利用がされるか、何か目的みたいなものは定まっているんですか。
事務局	普通財産の運用につきましては、規則によって行うようになっています。総務課のほうで、今後、財産の管理を行っていくことになりますが、具体的にたくさん事例は出てくるかと思います。例えば、住民からの土地を借りたい、何かイベントをさせていただきたいとか、内容によって総務課でその運用をしていくことになろうかと思っています。多岐にわたる利用が考えられますので、総務課が今後運用していく、財産を管理していくことになります。
教育委員	今後、考えていくということですか。
事務局	佐々町が所有している普通財産はかなりありますから、総括的に総務課が主管課として管理していくことになろうかと思っています。

教育長	佐々幼稚園跡地については、まだ具体的な活用というのは決まっていないということです。また、教育委員会から財産を移管し、管理する所管課が変わったということの財産移管ということでご理解いただければと思います。
事務局	今、財産移管したばかりでありますけれども、土地の利用について、今現在、何を目的として活用していくとか、例えば売却とか、そういったことについては、教育委員会としては今のところ聞いていません。
教育委員	他の自治体のケースなんですけど、建物が建った時点で、解体から入札にかけて、民間に利用してもらおうというケースもあるので、まさにそういうことを検討したほうがいいのかなと思います。行政のほうで、解体からずっとするのではなくて、建物が建った時点、ある時期にもう解体から入札があって、民間に活用してもらうというようなケースがあるので、そういうやり方も検討したほうがいいのかなと思います。
事務局	土地の活用については、所管課のほうでいろいろ考えていくと思いますが、今おっしゃられたことについては、担当課長に伝えておきたいと思います。
教育長	それでは、ご承認いただけるでしょうか。 (「異議なし」の声あり。)
事務局	議案第17号 令和2年度佐々町社会教育計画について (資料により説明)
教育委員	小さいことなんですけれど、夏休みの期間が変わるということで、千本公園プールの使用とか、その辺はどうなるんですか。
教育長	現在、検討中です。学校のほうが昨日決定しましたので、近隣も今、動き始めたところだろうと思います。夏休み期間が3週間しかないということや、プールの実態が本当に密になってしまいうといふ状況を考えたときに、非常に厳しいのではないかなという思いは持っています。6月の半ばぐらいまでには結論を出さなければいけないと思っています。 議案第17号について、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり。)
	<u>9 報告事項</u>
事務局	(1)新型コロナウイルスへの対応について (資料により説明)

教育長	新型コロナウイルスへの対応について説明がありましたが、第一弾としてこういう対応をしたということです。 なお、婦人会からも手づくり布マスクを小学校に頂いたということです。
事務局	(2) G I G Aスクール構想について (資料により説明)
教育委員	あまりくわしくないんですけど、学校で使うというのがメインということになるんですか。
事務局	基本的には、学校で使います。仮に、また新型コロナウイルス感染拡大で休業になった場合などに、家庭に持つて帰って、例えばインターネットをする環境がないとか、端末がないとかいうご家庭があれば、端末を貸し出して、インターネットにつなげる状況もつくってあげて、それで学習できるようにしたいと考えています。 また、ソフトを導入して、家庭で学習できる環境も一緒につくっていきたいと考えています。
教育委員	そこまで考えてということですね。
事務局	ただ、よくテレビで言っているような遠隔授業となると、それができる環境も一応つくる予定ではあるんですけども、これが導入できたからすぐ遠隔授業ができるかというと少し厳しいと考えています。
教育委員	この前も少しお聞きしていたので、ソフトを使ってというところだったんですけど、仮に学校が休業となったときに、家庭学習のツールの一つとして貸し出しどういうところまでは考えているのですか。
事務局	今でも文科省は、例えば休業している世帯でインターネット環境があるところは、そういうものを使って学習させていただきたいと。全部ないと平等じゃないということではなくて、あるところから始めてくださいということも言っているので、これができれば、みんな同じように学習できる環境が整うということになります。
教育委員	わかりました。ありがとうございます。
教育委員	家庭でも授業を受けられるということになるんですか。
事務局	将来的にはそうしたいとは思っているんですけども、導入してすぐには先生方のスキルといいますか、今、遠隔授業をやったことがある先生はいらっしゃらないというところで、すぐには難しいのかなと思います。

教育委員	不登校の子とかが、例えば家庭で遠隔授業を受けられれば、それが登校として認められたりもするのかなと思ってですね。不登校でない子は、やはり学校に出てきて、コミュニケーション能力を高めるというのは、教育の目的であると思うんです。これは大事だと思うんですけど、学校に出てこれない子どもなど、活用ができるのかなと思うんですけども。
教育長	登校として認めるというのは厳しいかもしません。 ただ、家庭での学習を進める道具として、意欲づけとして活用するというのは十分可能性はあると思います。
教育委員	すみません。このプリントにあった長崎県の取組みとして、1人1台端末環境における授業活用研修というのが令和2年度、令和3年度に行われると書いてあります、教師のスキルアップにと先ほどおっしゃったと思うんですけど、その中で使い方等とか、いろんな研修を行われてから、いろんな問題についても話し合われていくという感じですか。
事務局	使い方というのは、この場で教えられるのかどうかはわかりません。各自治体によって、入る端末は一緒だけど、その他の備品が違うとか。カメラも違えば、ソフトも違ったりだろうと思うので、この研修でそういったことを研修するのかどうかはわからないんですけども、やり方だったりとか、そういったことはこの研修で教えていただけるんだろうと思っています。
教育委員	物は来たけれど、それを使いこなすというのが大変かなと思うのですが。
事務局	佐々町の場合は、他の自治体に先駆けてICT支援員を委託しています。各小中学校を回っていただいているので、学校のそれぞれのホームページの立ち上げもICT支援員さんのアドバイス等によるものです。 そういうアドバイザー的なICT支援員が本町におられるということ、それからアドバイザー派遣事業というのがあるようなので、そういうものの活用などによって本町に導入した機種の活用のアドバイスをいただくとか、あと県の研修会などは、他県の活用事例とか、こういった工夫ができるとか、活用事例などをたくさん紹介していただけるものだろうと思っています。 職員のスキルアップも必要ですけど、児童生徒の機械操作、活用のスキルアップもしていかなければなりません。少し時間は要るのかなと思っています。
事務局	(3)令和3年度使用中学校教科書採択について (資料により説明)
事務局	(4)工事に伴う小学校体育館・町民体育館の利用停止について (資料により説明)

教育委員	利用団体には了承を得ているわけですね。
事務局	はい。了承は得ています。
事務局	(5)令和2年度年間行事について (資料により説明)
事務局	(6)名義後援について 申請がなかったため、取下げ。
事務局	(7)準要保護の5月認定について 申請がなかったため、取下げ。
事務局	(8)行事関係報告について 主な教育委員会行事の5月実績および6月予定について報告。
	(16時17分 閉会)
	上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。
	令和2年5月28日
教育長	黒川 雅彦
委員	山之内 英桂子